

島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和7年4月2日作成)

| | | | | |
|---|----------------------------------|---|-------|-----------|
| 1 | 会議の名称 | 令和6年度第1回・島本町障害者施策推進協議会 | | |
| 2 | 会議の開催日時 | 令和7年3月25日(火) 午後2時00分～4時00分 | | |
| 3 | 会議の開催場所 | 島本町役場3階 委員会室 | 公開の可否 | ㊦・一部不可・不可 |
| 4 | 事務局(担当課) | 健康福祉部福祉推進課 | 傍聴者数 | 3名 |
| 5 | 非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合) | (この欄は斜線で消す) | | |
| 6 | 出席委員 | 山元委員、岩田委員、奥村委員、小寺委員、花田委員、永井委員、丸茂委員 森川委員、山中委員、相田委員、外村委員 (以上11名) | | |
| 7 | 会議の議題 | (1) 会長・副会長の選出について (2) 第4次島本町障害者計画及び第7期島本町障害福祉計画(第3期島本町障害児福祉計画)の進捗状況について (3) その他 | | |
| 8 | 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> ● 会議次第 ● 資料1第4次島本町障害者計画の進捗状況 ● 資料2第7期島本町障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)の進捗状況 | | |
| 9 | 審議等の内容 | 別紙のとおり | | |

令和6年度第1回・島本町障害者施策推進協議会 要点録

(令和7年3月25日(火)開催)

開会

事務局

ただいまから、令和6年度第1回「島本町障害者施策推進協議会」を開会する。

本日の協議会は、令和6年11月の委員改選後、初めての対面での会議となるので、案件1で会長が選出されるまで、事務局において議事を進行する。

次に出席者数の報告をする。本日は、11名の委員にご出席をいただいている。

島本町障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席があるので、本日の会議が成立していることを報告する。

(事務局の自己紹介)

(委員の自己紹介)

次に配布資料の確認をさせていただきます。

(事務局から配布資料の確認)

【案件1】 会長・副会長の選出について

事務局

案件1「会長・副会長の選出について」を議題とする。

島本町障害者施策推進協議会条例第4条の規定により、協議会には「会長・副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める」こととしている。

会長・副会長の選任について委員の皆様から意見はあるか。

「事務局一任」の声

事務局一任との声があったので、会長は平成26年度から本協議会の会長を務めていただいている小寺委員に、副会長は社会福祉協議会から選出されている永井委員にそれぞれお願いしたい。

「異議なし」の声

小寺委員、会長席の方にお座りいただく。

会長が選出されたので議事進行を会長に交代する。

会長

本日、傍聴者はいないため、案件2を議題とする。

【案件2】 第4次島本町障害者計画及び第7期島本町障害福祉計画（第3期島本町障害児福祉計画）の進捗状況について

会長

案件2「第4次島本町障害者計画及び第7期島本町障害福祉計画（第3期島本町障害児福祉計画）の進捗状況について」を議題とする。まずは、事務局から障害者計画に関する説明をお願いする。

事務局

(資料1の説明)

会 長

質問や意見はないか。

委 員

障害者週間ふれあいバザールなどの取組があるが、単発のイベントであり、現場で障害者の創作活動に触れたりする機会は限定的で、日常的に障害者の製品に触れ合う機会は少ないのではないかと。障害者週間以外にもそうした機会があればいいのではないかと。

事務局

イベントでの啓発活動だけでなく、日常的に障害者の活動や製品等に触れ合う機会を増やしていく必要があるという意見かと思う。

障害者週間ふれあいバザールは、障害者事業所の授産製品の販売機会確保の観点から今後も継続して実施していく方針であるが、それ以外にも、町では優先調達法に基づき、障害者事業所からの製品等の購入や業務の委託等に努めている。

それ以外にも、障害者の授産製品等の情報の周知・啓発に努めており、例えば体育協会等の町以外の団体にも、障害者事業所から物品を購入していただけるよう働きかけている。

このような動きが広まり、障害のある方との接点が増え、広く日常生活に包含されていく状況が望ましいと考えている。

委 員

グループホームの意向調査で32人の希望があったということだが、利用率はどの程度あるのか。

事務局

グループホームの実績値を見ると、町内外含めて41人が利用されている状況である。このうち町内では30人弱の利用であると思われる。町内のグループホームに空きはない状況であるが、今後将来的にグループホームにどれくらい入りたい方がいるかという調査であり、事業所と共有させていただいた。今後も利用希望者は増えてくることが予測されるため、事業所の皆様と協力して拡充していきたい。

委 員

この調査には、通所していない者や、町外の通所施設利用者等は含まれていないということか。

事務局

今回の調査は、全体的な調査ではなく、アンケートに協力していただきやすい町内の事業所に協力をお願いしたものである。今回調査した方以外も含めて、グループホームや一人暮らしの支援を町として進めていきたい。

委 員

グループホームの実際の利用者が、計画値を超えているがどういうことか。

事務局

計画値が37人に対して実績値が41人となっていることについて、計画値は、計画策定時の見込み値であるため、見込以上のペースで利用があるということであり、定員を超えているということではない。

委員

障害者医療費助成の令和3年4月からの住居地特例の変更とはどういうことか。

事務局

本変更については、大阪府の制度変更の影響で、例えば、島本町民であった方が別市町村の施設に入所し、更に別市町村の施設に入所した場合についても、島本町が援護の実施者となるということであり、府内全市町村での運用に係る制度変更である。

委員

障害者雇用奨励金の改正について、「町内事業所に特化して」とあるがどういうことか、可能であれば活用したい。

事務局

従前の制度は町内外問わず対象であったが、古い制度で、金額も低いものであった。別に国制度で高い金額が支払われる制度もある中で、町の制度を見直し、対象を町内事業所に限定し、支給期間を1年間としたうえで金額を月額25,000円に増額した。町内の主な企業・事業所には周知したものの、現状申し込みは無い状況であるため、今後も引き続き周知を図っていきたい。

委員

この制度の要件はどうなっているか。

事務局

身体障害に関しては重度に絞っている。知的・精神については軽度の方も含めて対象となり、重度の方は金額が増額されるものであり、ほとんどの方が対象となるものである。

委員

福祉教育について、教育の場面に障害者自身が参加する機会を作っていってほしい。福祉推進課職員は障害の理解があるが、水道や税金等、他の部局での手続きになるとハードルが上がる。教職員を含めて、町職員の方向けの研修で障害者自身と接する機会がある研修が効果的なのではないかと考えている。

委員

教育相談業務の充実について、スクールソーシャルワーカーの配置についてはどうなっているの

か。サポートが必要な児童であれば、ネットワークを生かして支援が可能と考えられる。また、支援教育の充実に取り組んでいただいている素晴らしいが、障害者権利条約ではインクルーシブ教育の推進が求められている中で、日本では分離された教育が進められているという見方もある。学校教育の中でそういったことを推進していく記述は計画内にあるのか伺いたい。

事務局

教育委員会の取組の現状については、担当部局に確認して後ほど回答する。

委員

文化芸術活動の支援について、コロナ前は、子供たちの作品を展示していただいていたが、コロナ後はそれが中止されている。子供たちの作品を目の前で見たい。

例えば、大きな段ボールに太いサインペンで東京のビルやお城を書いて、そこから朝日が昇ってくる素晴らしい絵がある。段ボールの後ろに書いていることを見てほしい。写真では伝わらない部分もあるので、目の前で見ただけの形での展示もご検討願いたい。

事務局

コロナ前までは、障害者週間にふれあいセンターで障害者作品を展示していたが、コロナ後は感染拡大防止の観点から展示は中止し、作品写真をホームページ掲載している。ふれあいセンターの改修も展示が難しい一因であった。今後は、実際の展示についても検討してまいりたい。

委員

学校の進路指導について、普通学校の先生が障害の理解や福祉サービスのことも知らない先生が多い。支援学校では企業実習・職場体験があるので、自分の得意なこと、苦手なことなどを経験する機会があるが、普通学校では福祉部門への繋がりが少なく、就職活動に困って、相談に来られるケースも多くなっている。島本町でも町内職場実習を行っているので、福祉のサービスが届きにくい方たちの利用も進めば良いのではないか。

事務局

庁内職場実習は、当初、就労移行支援事業所を主な対象としていたが、過去に支援学校の先生と話をすることで需要を認識し、支援学校等からの受入を可能とするよう対象を拡大している。以前より、広く対象者を設定しているので、普通学校からの相談があれば受入れは可能であったと考えるが、町から積極的に普通学校に対してのアナウンスを行っていたわけではないので、いただいたご意見を参考に、周知を検討したい。

委員

入所施設が必要な方に対しての情報提供について、地域移行の推進を進める一方で、施設入所待機者の問題も報道されている。国の調査で、自治体での待機者の実態を調査しているが、4割くらいの自治体は実態が把握できていないということである。住み慣れた地域でサービス・制度を利用して生活していく方向がある中で、入所施設を必要としている方が町内でどれくらいおられるのか、町は把握しているのか。

事務局

町では、入所施設のニーズは正確には把握していない。入所施設のニーズは一定あり、今後も発生してくると考えている。町としては、入所施設が必要な方には入所施設を調整して確保し、町内で生活が可能な方にはその支援を行う、というスタンスである。急に親が亡くなった場合等、緊急で入所施設を調整することもある。

委員

現段階で、何かしらの基準に基づいて入所が必要かどうかを判断しているわけではないという理解か。

事務局

基本的には個別ケースでの判断であり、本人や家族等の状況に左右されるものである。一定今後基準等については制定する可能性はあるが、個々の状況判断で行っていくことになると思う。

委員

住まいや暮らしの支援の確保は重要であるし、本人の意思決定についても重要であると考えている。

委員

地域移行について、精神障害者の医療保護入院に係る市町村長同意について、本人の意思確認を行えているのか等の課題が注目されており、市町村は苦慮していると認識しているが、島本町での状況はどうか。

事務局

保護者の方がいない方について、町長同意を行っている方は一定数いる。

委員

本人の意思は無視されている状況かと思うが、国の動きとしてもあるが、町の考え方は。

事務局

そういった状況にある方については、意思確認は難しいが、個別ケースで把握している方のことも多い。そういった場合に、意思確認を行う努力は町として行っているが、入院に同意いただけない場合もある。

委員

どのように意思確認を行っていくのか多くの市町村で苦慮している状況が伺える。各市町村とやり取りしながら、可能な限り本人の意思確認を行っていくよう、町として努力されたい。

委員

障害者差別解消法についても、行政だけでなく民間も含めて推進されたい。

事務局

障害者差別解消法に関連する研修の実施は、コロナ禍を受けて中止していたものであるが、令和6年度は虐待防止研修として研修実施も再開していることから、差別解消についても研修会についても実施を検討していきたい。

また、先ほどご質問のあったソーシャルワーカー配置の件について、教育推進課に確認したところ、町内6校で、3名のソーシャルワーカーが1日7時間ずつ、巡回で対応しているため、1校当たり週に半日程度の配置となる。また、インクルーシブ教育の推進については、基本的に支援学級であっても通常のクラスで半日程度は過ごしている状況である。障害児についてのインクルーシブ教育の視点については常に意識されているものである。

委員

他市の相談支援事業所では、プラン作成の相談に登録できない状況もあると聞いている。町ではどうなっているか。

事務局

本町では、障害者に関する一般的な相談については、町福祉推進課でも受けており、ういっしゅにもこれを委託しているのので、どちらで相談していただいても結構である。

サービス利用のために必要なプランの作成については、ご指摘のとおり、町ではプラン作成事業所は4事業所指定されているが、主に作成しているのはういっしゅとなる。その他の事業所もプランを作成いただいているところもあるが、かなり限定的である。サービス利用が増加していく中で、ういっしゅのみのプラン作成では不足している状況であるため、他の事業所にプラン作成の分担等の調整を始めているところである。

委員

乳幼児に対する療育支援事業（ポニーの教室）を終了する経緯の記載について、なぜ、適切な対象者に案内が困難になったのか。

事務局

これまで、発達に課題のある乳幼児と保護者を対象に、ポニーの教室を実施してきた。昨今、低年齢から保育所等に入所する方が増加したことから、対象者が減少しているものである。ポニーの教室は終了したが、幼児教室は継続して保護者支援を行っている。引き続き、保護者支援の視点は重要であると認識している。誤解を招くような表現であり、申し訳ない。

委員

感染症対策について、茨木保健所では梅毒が非常に多いと聞いている。梅毒の対策も必要ではないか。

事務局

市町村の予防接種事業を中心に感染症予防の取組を実施しているが、茨木保健所とも連携しながら、必要な普及啓発を行ってまいりたい。

会 長

次に、事務局から障害福祉計画（障害児福祉計画）に関する説明をお願いする。

事務局

（資料2の説明）

会 長

質問や意見はないか。

委 員

障害者の工賃向上の項目について、町内の事業所だけの数値か。

事務局

町内の事業所のみ数値である。

委 員

事業所では工賃上昇に努力している。今年度も工賃は上がる見込みであるし、優先調達に引き続き協力願いたい。

委 員

年金について、（資料1で）年金相談員を配置したとある。過去に年金のことを相談した際に、障害は治るものだと言われて、疑問に思ったことがある。そういう方が窓口の対応をしていることが心配であった。障害のことを理解していただいている専門の方を配置していただけてありがたいと考えている。

委 員

就労移行支援事業を利用して一般就労される方がいるが、就労継続支援B型の方が就ポツ（障がい者就業・生活支援センター）に来られて支援している。就労継続支援B型に行かれています方でステップアップしたい方がどれくらいいるのか知りたい。

委 員

私の事業所では、ステップアップを希望する方には確実にチャレンジしていただいている。就労継続支援A型を希望される方が多い。

委 員

私の事業所でも、そういう方が増えてきている印象があるので、できるだけ支援していきたい。

委員

登録まで至らなくとも、企業見学だけ同行したケースもある。本人が望めば登録できるので、そういう方がいればぜひ登録していただきたい。

【案件3】 その他

会長

その他の案件として、委員から何かあるか。
特になければ、事務局から何かあるか。

事務局

(今後のスケジュールの説明)

会長

本日の案件は全て終了した。これにて閉会とする。

<閉 会>